



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

587	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
588	〃	(〃).....	1
589	指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	2
590	〃	(〃).....	2
591	有田川土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	2
592	保安林の指定	(森林整備課).....	2
593	公共測量の実施	(技術調査課).....	3
594	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
595	道路の供用開始	(〃).....	3
596	道路の区域変更	(〃).....	3
597	道路の供用開始	(〃).....	4
598	道路の区域変更	(〃).....	4
599	道路の供用開始	(〃).....	5
600	道路の区域変更	(〃).....	5
601	道路の供用開始	(〃).....	5
602	都市計画の変更	(都市政策課).....	5

告 示

和歌山県告示第587号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社GET	和歌山市古屋97-1	訪問看護ステーションでいご	令和 元.10.1

和歌山県告示第588号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日

株式会社フィール	御坊市湯川町小松原420番地15 興土ビル4階A号	ひなた訪問看護ステーション	令和元.10.1
----------	---------------------------	---------------	----------

和歌山県告示第589号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
つくし薬局	海南市幡川187番地18	医療機関の所在地	海南市幡川216-5	海南市幡川187番地18	令和元.9.1

和歌山県告示第590号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ひだか病院	御坊市藪116番地2	医療機関の名称	国保日高総合病院	ひだか病院	令和元.9.1

和歌山県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、有田川土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第592号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町和深川字北添670から672まで、674
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁

振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。))

和歌山県告示第593号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山地方務局長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)
- 2 作業期間 令和元年12月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市和歌浦中一丁目から三丁目まで、和歌浦西二丁目並びに和歌浦南一丁目及び二丁目の全部

和歌山県告示第594号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町黒川字西谷1645番1地先から同市桃山町黒川字西谷398番1地先まで	旧	6.05 } 10.57	100.26	
同上	新	9.28 } 20.28	100.26	

和歌山県告示第595号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市桃山町黒川字西谷1645番1地先から同市桃山町黒川字西谷398番1地先まで

供用開始の期日 令和元年10月23日

和歌山県告示第596号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡美浜町大字三尾字西浜94 2番1地先から同町大字三尾字前 広岡1888番1地先まで	旧	4.14 } 8.33	118.65	
同上	新	6.03 } 9.05	118.65	

和歌山県告示第597号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡美浜町大字三尾字西浜942番1地先から同町大字三尾字前広岡1888番1地先まで
供用開始の期日 令和元年10月23日

和歌山県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市秋津川字川崎766番4地先 から同市秋津川字川崎767番1地 先まで	旧	15.40 } 17.90	73.30	
同上	新	15.40 } 65.60	73.30	

和歌山県告示第599号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺龍神線

供用開始の区間 田辺市秋津川字川崎766番4地先から同市秋津川字川崎767番1地先まで

供用開始の期日 令和元年10月23日

和歌山県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市高瀬字若宮101番2地先から同市高瀬字若宮139番5地先まで	旧	11.12 } 17.27	67.64	
同上	新	11.12 } 18.00	67.64	

和歌山県告示第601号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 小豆島岩出線

供用開始の区間 岩出市高瀬字若宮101番2地先から同市高瀬字若宮139番5地先まで

供用開始の期日 令和元年10月23日

和歌山県告示第602号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画道路（3・6・10号山崎万呂線）

2 都市計画を変更した土地の区域

削除した部分

和歌山県田辺市高雄一丁目、高雄二丁目、高雄三丁目並びに下万呂字落合及び字皆廻り

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課